



第3次 結城市障害者プラン

結城市障害者計画（第3期） <令和3年度 > 令和8年度 >

結城市障害福祉計画（第6期） <令和3年度 > 令和5年度 >

結城市障害児福祉計画（第2期） <令和3年度 > 令和5年度 >

概

要

版



令和3年3月

結 城 市

計画の性格と位置づけ

- ◇本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、及び「児童福祉法」第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」の3つの計画を一体的な計画として策定するものです。
- ◇「市町村障害者計画」として位置づけられる「結城市障害者計画（第3期）」は、障害のある人のための施策に関する基本的な計画で、施策を推進するための基本理念を定め、今後の施策の推進を図る指針となるものです。
- ◇一方、「市町村障害福祉計画」として位置づけられる「結城市障害福祉計画（第6期）」及び「市町村障害児福祉計画」として位置づけられる「結城市障害児福祉計画（第2期）」は、障害福祉サービスや障害児通所支援事業等の提供体制を確保するための方策等を示す実施計画となります。
- ◇なお、本計画は、国の『障害者基本計画』や「基本指針」を踏まえるとともに、市政における最上位計画である『第6次結城市総合計画』をはじめ、「ゆうきの地域福祉計画」や「結城市子ども・子育て支援事業計画」等、他の関連する計画と整合を図っています。

計画の期間

「結城市障害者計画（第3期）」は、2021(令和3)年度から2026(令和8)年度までの6年間を計画期間として策定します。

「結城市障害福祉計画（第6期）」と「結城市障害児福祉計画（第2期）」は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間として策定します。

計画の期間

計画名	年度	H27	28	29	30	R元	2	3	4	5	6	7	8
結城市障害者プラン		第2次					第3次						
結城市障害者計画		第2期					第3期 (令和3～8年度)						
結城市障害福祉計画		第4期		第5期		第6期 (令和3～5年度)		第7期					
結城市障害児福祉計画				第1期		第2期 (令和3～5年度)		第3期					

計画の「めざす姿」と基本理念

(1) めざす姿

本計画では、『第2次結城市障害者プラン』（2015[平成27]年度～2020[令和2]年度）の「めざす姿」を継承し、障害のある人もない人も、みんなが支えあい、生きる喜びを育んでいく社会をめざします。

**だれもが 自分らしく
いきいきと暮らす 結城**

だれもが

障害のある人もない人も、自ら望む生き方を実現できる社会

自分らしく

障害のある人とその家族が、生涯にわたって自分らしさを失わないような支援のある社会

いきいきと
暮らす

障害のある人もない人も人権が尊重され、お互いに自分らしく生きる喜びを育む社会

(2) 計画の基本理念

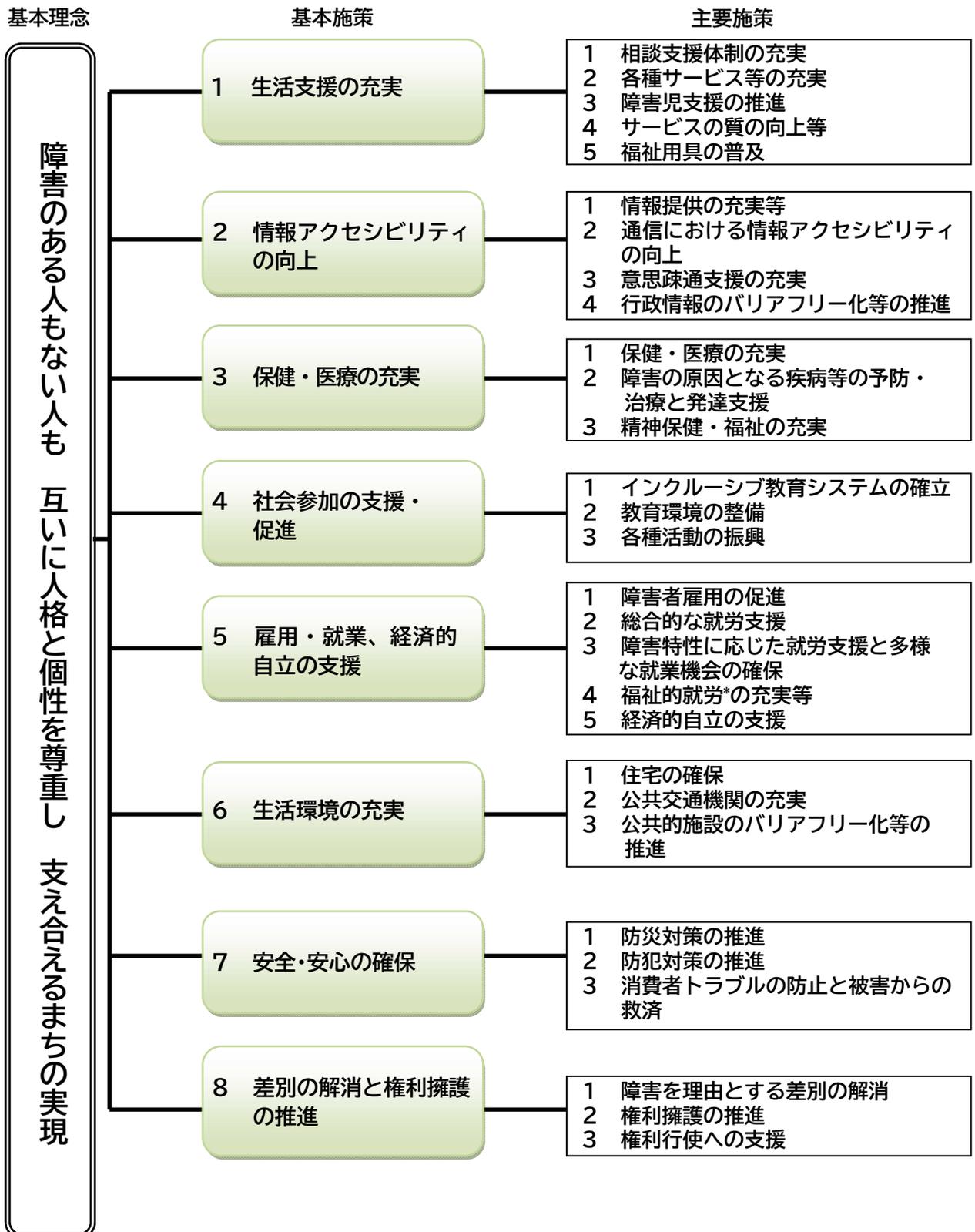
本計画では、障害者基本法第1条の規定「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」や、今後の福祉に関する基本的理念となる「支え合い・助け合いによる地域共生社会の実現」等を勘案して基本理念を次のように定め、その実現のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

**障害のある人もない人も 互いに人格と個性を尊重し
支え合えるまちの実現**

障害者施策の推進



(1) 計画の展開（施策の体系）



(2) 基本施策



1

生活支援の充実

障害のある人もない人も大切な人として認められ、それにふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等による支援を行います。

〔主な取り組み〕・基幹相談支援センター機能の充実

- ・「サービス等利用計画」の充実
- ・訪問系/日中活動系サービス
- ・専門的な人材の確保
- ・民生委員児童委員活動への支援

2

情報アクセシビリティの向上

障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思疎通やコミュニケーションを行うことができるように、情報提供、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進します。

〔主な取り組み〕・障害福祉サービス情報の提供

- ・「障害者ITサポートセンター」の周知
- ・意思疎通支援事業
- ・障害のある人がアクセスしやすいホームページによる情報提供等

3

保健・医療の充実

障害のある人が、身近な地域で保健・医療サービス等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。

〔主な取り組み〕・「自立支援医療」の給付

- ・乳幼児健康診査事業
- ・介護予防事業
- ・精神保健福祉市民講座
- ・アウトリーチ支援の推進

4

社会参加の支援・促進

障害のある児童生徒一人ひとりが年齢・能力に見合った形で学習しやすいようにし、障害のあるなしにかかわらず一緒に勉強することができるよう教育の充実を図ります。また、障害のある人が文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動等を行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

〔主な取り組み〕・教育支援計画の作成

- ・教職員研修の実施
- ・特別支援教育の体制整備
- ・障害者文化活動等の参加支援事業
- ・障害者団体への支援
- ・スポーツ広報の充実
- ・スポーツ大会の参加支援

5

雇用・就業、経済的自立の支援



働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り可能となるように、また、一般就労が困難な人には、就労継続支援事業所等での工賃の水準が向上するように支援を行います。あわせて、年金等の支給や経済的負担の軽減等による経済的自立の支援も行います。

- 〔主な取り組み〕・特例子会社制度の周知 ・結城市地域自立支援協議会「就労部会」 ・障害者就業・生活支援センターなかまの利用促進
・障害者就労施設等からの物品調達の推進 ・公的手当の給付と制度の周知

6

生活環境の充実

障害のある人のための住宅の確保、建築物・公共交通機関等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを図り、障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

- 〔主な取り組み〕・公営住宅のバリアフリー化の促進
・居住系サービス（グループホーム） ・市内巡回バス運行事業
・公共施設のバリアフリー化の推進 ・道路環境の整備の推進



7

安全・安心の確保

障害のある人が、地域社会において、安全・安心な生活を送ることができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を行います。

- 〔主な取り組み〕・避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成・更新
・障害のある人が安心して避難できる避難所の確保 ・「自主防犯組織」の結成促進と育成
・地域見守り協定 ・悪質商法対策の周知

8

差別の解消と権利擁護の推進

障害のあるなしによって分け隔てられることなく、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消に取り組みます。あわせて、障害者虐待の防止等、障害のある人の権利擁護のための取り組みを推進するとともに、障害者理解の促進を図ります。

- 〔主な取り組み〕・障害理解のための啓発 ・障害のある人への理解の促進と「合理的配慮」の推進
・障害者虐待防止対策支援事業 ・成年後見制度利用等による権利擁護の促進
・投票所での配慮の実施



主な成果目標（数値目標）

本計画の「成果目標（数値目標）」のうち、主なもの3つを抜き出してお示します。

（1）施設入所者の地域生活への移行

◇市の目標値（国の成果目標に基づく）

●2019(令和元)年度末の施設入所者数	55人
・2023(令和5)年度末の地域生活移行者数	4人
・2023(令和5)年度末の施設入所者数	54人

□市の考え方

施設から地域生活に移行した人数の2023(令和5)年度末時点までの数については、2019(令和元)年度末時点での施設入所者数55人のうちの4人(7.3%)、2023(令和5)年度末時点の施設入所者数については54人の目標値を定め、2019(令和元)年度末時点から1人(1.8%)の削減として、地域移行を推進していきます。

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

□市の考え方

保健・医療・福祉関係者による「協議の場」を、2019(令和元)年度に本市においても開始しました。入院中の精神障害のある人の地域生活への移行については、茨城県の目標値を踏まえながら、引き続き関係機関と連携し、相談支援や福祉・医療サービスの充実、居住の場の確保、障害への理解促進のための啓発などを通じて、精神障害のある人が地域で安心して暮らせるための取組みの充実に努めます。

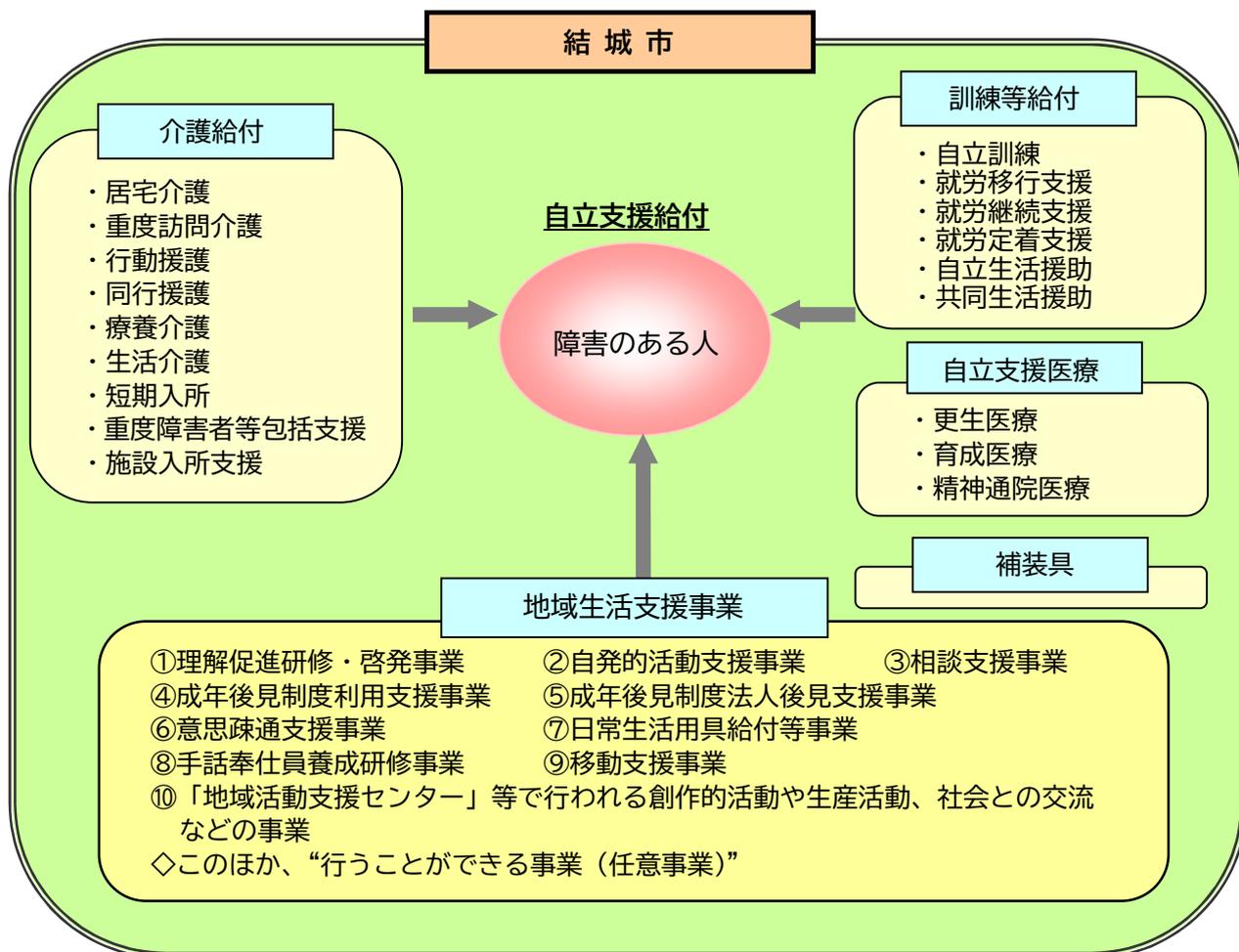
（3）地域生活支援拠点等の整備

□市の考え方

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた視点に立ち、本市で地域生活支援拠点を、2021(令和3)年度に整備します。市の直営で実施する「基幹相談支援センター」を相談機能の中核として位置づけ、市内関係機関と連携して整備を進めていきつつ、機能の充実に向け、運用状況について、年1回の検証と検討の実施をめざします。

【参考】障害のある人の自立支援

障害のある人の自立支援システムのイメージ



障害福祉サービスは、「自立支援給付（事業）」と「地域生活支援事業」に大別されます。

他に、地域生活への移行や定着のための相談支援、及びサービス利用のための計画相談を行う「相談支援給付」があります。

第3次結城市障害者プラン(障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画) <概要版>

令和3年3月

編集 結城市 保健福祉部 社会福祉課

〒307-8501 茨城県結城市中央町二丁目3番地

TEL: 0296-32-1111(代表) FAX: 0296-33-6628